

○維持点検等業務委託における最低制限価格の算定の取扱いについて

平成 27 年 10 月 30 日 事調第 703 号
各（総合）振興局産業振興部長あて
農政部農村振興局事業調整課長

維持点検等業務委託に係る最低制限価格の算定については、「維持点検等業務委託に係る最低制限価格制度の事務手続きについて」（平成 27 年 10 月 23 日付け建管第 1629 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）によりますが、算定における委託業務費構成費目等の取扱いについては、別紙により事務処理を適切に行ってください。

〔 事業管理グループ 〕
〔 設計施工グループ 〕

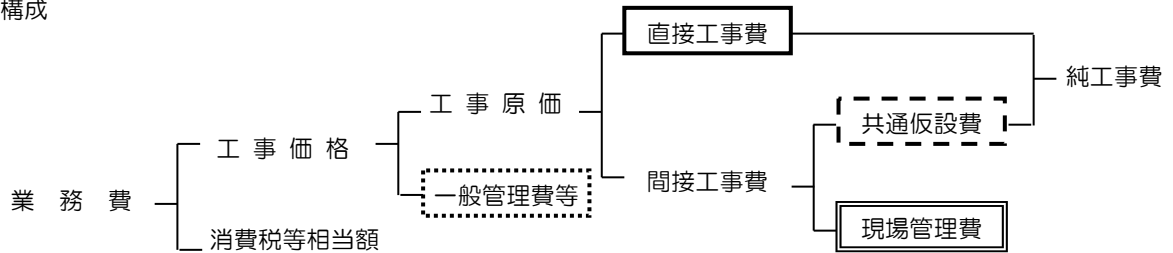
【維持点検等委託業務費構成費目等の取扱い】

1 一般土木系業務

(1) 各構成は通常の農業土木工事と同じ。

『直接工事費』、『共通仮設費』、『現場管理費』、『一般管理費等』

(2) 構成



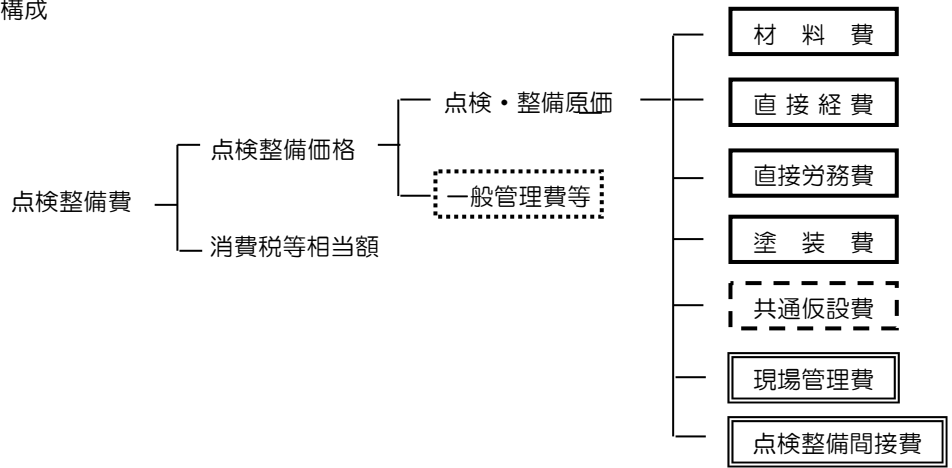
(3) 主な業務

立木伐採、草刈り、〇〇清掃、植栽管理、流木処理、海岸漂着物回収処理など

2 機械設備点検業務

(1) 「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」及び「塗装費」は『直接工事費』に、「点検整備間接費」は『現場管理費』に相当するものとする。

(2) 構成



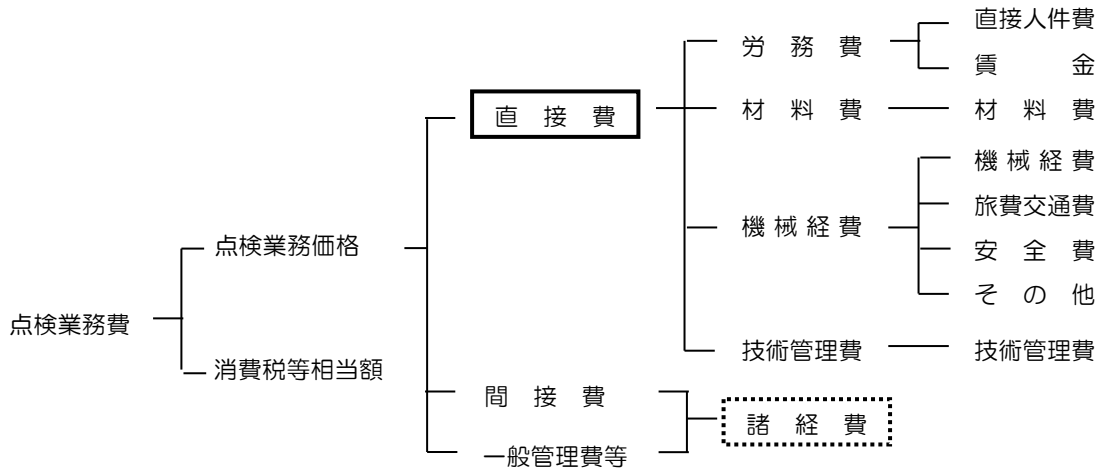
(3) 主な業務

樋門・樋管点検整備、ダム放流設備点検、防潮水門点検、融雪施設保守点検、昇降装置保守点検など

3 電気通信設備点検業務

(1) 「直接費」は『直接工事費』に、「諸経費」は『一般管理費等』に相当するものとする。

(2) 構成



(3) 主な業務

電気施設維持点検、ダム情報システム保守点検、通信観測設備保守点検など

- 注 上記構成の
- は「直接工事費」又は「直接工事費に相当する費目」
 - は「共通仮設費」又は「共通仮設費に相当する費目」
 - は「現場管理費」又は「現場管理費に相当する費目」
 - は「一般管理費」又は「一般管理費に相当する費目」

なお、主な業務は例として一部を記載しているため、業務を限定するものではない。